

令和6年度青森圏域移住体験モニター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東青地域移住・交流サポート協議会（以下「協議会」という。）が、青森圏域連携中枢都市圏のエリア（以下「青森圏域」という。）以外から青森圏域への移住体験希望者に対して行う移住体験モニター事業（以下「事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 事業の実施施設（移住体験施設 以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

- 1 所在地 青森市大字浅虫字内野 1-2
施設名称 古民家 石木邸（以下「石木邸」という。）*別称 TENJIKU 浅虫温泉
構造等 木造2階建 延床面積 240.21㎡（72.66坪）
- 2 所在地 青森市堤町 2-1-15
施設名称 まちなか移住体験施設（以下「まちなか施設」という。）
構造等 鉄筋コンクリート造 54.6㎡
- 3 所在地 今別町大字大川平字熊沢地内
施設名称 今別町お試し暮らし住宅（以下「お試し住宅」という。）
構造等 木造 70.02㎡

(事業実施期間及び利用回数)

第3条 事業の実施期間は、令和6年4月2日から令和7年3月14日までとする。ただし、会長が別に定める休館期間を除く。

- 2 事業における移住体験期間は石木邸及びお試し住宅においては1泊2日以上2泊3日以内とし、まちなか施設においては1泊2日以上5泊6日とする。同一者の年度内の同一施設の利用は2回までとする。ただし、協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた場合はこの限りでない。

(参加要件等)

第4条 事業への参加は、数年以内の地方移住を検討している者に限る。

- 2 1回の移住体験人数は1名から4名までとし、各施設各1日1組限定とする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(移住体験申込み)

第5条 本事業への申込希望者は、移住体験を希望する日（滞在希望期間の最初の日）の14日前までに、会長へ移住体験申込書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 前項の申込みは、青森県外に居住する者に限定する。ただし、青森県内在住者でも青森圏域への転居を検討し、空き物件等の視察を行う場合は1泊を上限に申込み可能とする。

(移住体験の決定)

第6条 会長は、前条の申込みを受けたときは、利用の可否を決定し、申込者へ移住体験決定通知書（様式第2号）を送付するものとする。

(事業への協力)

第7条 移住体験者は、会長が指定する地域交流・支援業務等に協力するとともに、移住体験終了後は7日以内にアンケート(様式第3号及び様式第4号)を事務局に提出(メール送付)するものとする。

(費用負担)

第8条 移住体験に要する経費のうち、移住体験者及び協議会それぞれの負担は次のとおりとする。

移住体験者

- イ. 居住地と施設間の往復の交通費、その他移動に要する交通費
- ロ. 移住体験期間中の食事代、視察・体験に係る観光施設等入場料等、その他施設外で要する経費
- ハ. 寝具のレンタル料(各施設に設置されている寝具以外を借用した場合)

協議会

- イ. 施設の借上げ料(光熱水費含む)
 - ロ. 消耗資材の購入・設置
 - ハ. 移住体験者への地区内案内等
- 2 協議会は、予算の範囲内で、参加者が事業参加中に青森市内でレンタカーを借用した場合に、その借上げ料(1組上限5千円/日、1組最大3日分まで)を参加者に助成するものとする。

(施設の利用時間)

第9条 施設の利用時間については、移住体験初日は午後2時から、移住体験最終日は午前10時までとする。ただし会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(移住体験者の遵守事項)

- 第10条 移住体験者は、施設の利用に当たって次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 許可を受けた以外の目的で使用しないこと。
 - (2) 他の団体や個人に転貸しないこと。
 - (3) 利用後の施設内の清掃及び整理整頓に努めること。
 - (4) ごみは会長の指示に従い、所定の場所に処理すること。
 - (5) 施設の建物及び資機材等を損傷するおそれのある行為をしないこと。
 - (6) 火災、盗難、事故の防止に努めること。
 - (7) 施設内での営業、販売、勧誘またはこれらに類する活動をしないこと。
 - (8) 施設内で宗教または政治に関する活動をしないこと。
 - (9) 施設内では喫煙しないこと。
 - (10) 自家用車等を駐車する場合は、会長が指定する場所に駐車すること。
 - (11) 付近住民の迷惑となるような行為をしないこと。
- 2 前項各号に掲げる事項を遵守しなかった場合は、会長は施設の利用許可を取り消すことができる。

(損害賠償)

第11条 移住体験者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設の建物及び資機材等を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。